

# 核兵器全面禁止・廃絶の条約へ

国連総会で軍縮問題を担当する第1委員会は10月27日、核兵器禁止条約などを交渉する会議を招集する決議案を123カ国の圧倒的多数の賛成で採択しました（反対は日本など38カ国、棄権は16カ国）。「核兵器のない世界」の実現への画期的な動きです。

核兵器の禁止＝違法化へふみだすことは、極めて大きな意義があります。核兵器の使用や保有などを正当化する根拠が否定されるからです。これまでも化学兵器や生物兵器は法的に禁止され、廃棄されてきました。来年の交渉会議は、「核兵器のない世界」への扉をひらく歴史的な一歩となりうるものです。

米ロ英仏中の核保有五大国は、「ステップ・バイ・ステップ」＝段階的な削減が「唯一の現実的な方法」だと反対、前進を阻んできました。

それを打ち破る最大の力は世論と運動です。核兵器を禁止し、廃絶する条約は、被爆者をはじめ

世界の反核平和運動が、長年求めてきたものです。

世界で数億を目標にした「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」（「ヒバクシャ国際署名」）の取り組みが求められます。

（日本共産党 第27回大会決議案から）

核兵器禁止条約に、かりに最初は核保有国が参加しなかったとしても、国連加盟国の多数が参加して条約が締結されれば、核兵器は人類史上初めて「違法化」されることになる。あらゆる兵器のなかで最も残虐なこの兵器に「悪の烙印（らくいん）」をおすことになる。そうなれば、核保有国は、法的拘束は受けなくても、政治的・道義的拘束を受け、核兵器廃絶に向けて世界は新しい段階に入ることになるだろう。わが党は、「核兵器のない世界」への扉を開くこの画期的な動きを、心から歓迎する。



こんにちは  
区議会議員  
桜井みのる  
日本共産党の  
日本共産党桜井みのる事務所ニュース

2016年  
12月号



南スーダンPKOに参加する陸上自衛隊総計350人が派遣され、「駆け付け警護」など新任務で武器使用が可能となります。南スーダンには停戦合意などが崩壊し内戦状態にあり、自衛隊の武器使用は「殺し、殺される」状況に入り込むことです。憲法9条を守るのか、破壊するののか、歴史的局面にあります。

## なんでも生活相談

誰もが安心して暮らせる街に。日本共産党支部と桜井事務所が生活を応援します。お気軽にご相談ください。  
桜井事務所 TEL 5481・2928 三軒茶屋 1・6・11  
ホームページは「桜井みのる」で検索して下さい。

## 下馬に、地域密着型特養ホーム、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護が開設します

下馬2丁目25番において、（仮称）優つくり村下馬の建設を行うこととなりました。  
社会福祉法人・奉優会によって、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護の三つが合併された施設がつくられます。  
工事の着工は29年2月から、30年4月には開設予定です。  
（2面につづく）

## 新しい日本をともにつくりましょう

日本共産党への入党を心からよびかけます

11月25日、11・25世田谷区民集會に250人が参加

(1面からつづき)

## 〔仮称〕優つくり村下馬の建設内容

・地域密着型特別養護老人ホーム 29床（全室個室・3ユニット）

地域密着型特別養護老人ホームとは、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員30人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを行うサービスです。

・認知症高齢者グループホーム 18室（2ユニット）

グループホームとは、認知症の方に対し、共同生活を通して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスです。

・小規模多機能型居宅介護 登録定員29人  
一日当たりの定員：通所18人、宿泊9人

## 心身障害者福祉手当を精神障害者にも拡大

・精神障害者保健福祉手帳1級所持者に対し、心身障害者福祉手当支給の対象に加える。

・対象の目的

精神疾患がある方に対し、精神障害者保健福祉手帳の取得に必要な医療機関への受診を後押しするとともに、手当の支給を通じ、重度の精神障害者が社会との接点を設ける契機とする。

・対象人数は、精神障害者1級は284人

2級2499人、3級2128人

・手当額は、月額5千円（年額6万円）

・実施時期は、平成29年4月から

・29年度予算の金額は、1千22万円。

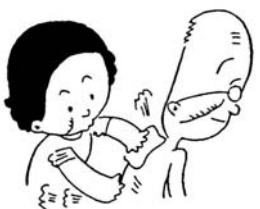
小規模多機能型居宅介護とは、事業所に登録した利用者に対し、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。



正面



側面



・効果として

手当の支給は精神障害者保健福祉手帳の取得が要件となるため、精神疾患がある方の医療機関受診のきっかけとする。

精神障害者保健福祉手帳の所持者が、有効期間（2年）更新のために通院することにより、治療中断や怠薬の放置を防げる。

手当を活用して買い物をするなど、社会との接点が少ない重度の精神障害者の外出の契機とする。